

令和 8 年 6 月富山県議会定例会議案

## 令和 8 年 6 月富山県議会定例会議案目次

議案第 71 号	令和 8 年度富山県一般会計補正予算（第 1 号）	1
議案第 72 号	令和 8 年度富山県港湾施設特別会計補正予算（第 1 号）	7
議案第 73 号	令和 8 年度富山県病院事業会計補正予算（第 1 号）	9
議案第 74 号	富山県手数料条例一部改正の件	10
議案第 75 号	富山県税条例一部改正の件	12
議案第 76 号	富山県食品衛生条例一部改正の件	16
議案第 77 号	富山県児童福祉法に基づく児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例一部改正の件	17
議案第 78 号	富山県就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律に基づく認定の要件を定める条例一部改正の件	18
議案第 79 号	富山県技術専門学院条例一部改正の件	20
議案第 80 号	工事委託契約締結に関する件（一般県道黒川滑川線あいの風とやま鉄道線沖田踏切道拡幅工事）	21
議案第 81 号	工事委託契約締結に関する件（主要地方道若栗生地線道路橋りょう改築飯沢跨線橋橋梁補修工事）	22
議案第 82 号	工事請負契約締結に関する件（富山県漁業調査新船建造工事）	23
議案第 83 号	工事委託契約変更に関する件（一般国道 471 号利賀トンネル（その 2）工事）	24
議案第 84 号	工事請負契約変更に関する件（富山県富山児童相談所等新築工事）	25
議案第 85 号	利賀ダムの建設に関する基本計画の変更の件	26
議案第 86 号	動産取得に関する件	27
議案第 87 号	損害賠償請求訴訟に係る和解に関する件	28
報告第 4 号	地方自治法第 179 条による専決処分の件	29
	富山県税条例一部改正の件	30
	過疎地域等における県税の特別措置に関する条例一部改正の件	38
	損害賠償に係る和解に関する件	39
報告第 5 号	地方自治法第 180 条による専決処分の件	40
	損害賠償に係る和解に関する件	41
報告第 6 号	令和 7 年度富山県継続費繰越計算書	42

報告第 7 号	令和 7 年度富山県繰越明許費繰越計算書	43
報告第 8 号	令和 7 年度富山県事故繰越し繰越計算書	63
報告第 9 号	令和 7 年度富山県病院事業会計予算繰越計算書	67
報告第 10 号	令和 7 年度富山県流域下水道事業会計予算繰越計算書	68
報告第 11 号	令和 7 年度富山県電気事業会計予算繰越計算書	70
報告第 12 号	令和 7 年度富山県水道事業会計予算繰越計算書	72
報告第 13 号	令和 7 年度富山県工業用水道事業会計予算繰越計算書	74

議案第 71 号

## 令和 8 年度富山県一般会計補正予算（第 1 号）

令和 8 年度富山県の一般会計補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 9,070,711 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 642,886,086 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費）

第 2 条 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 213 条第 1 項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第 2 表 繰越明許費」による。

（債務負担行為の補正）

第 3 条 債務負担行為の補正は、「第 3 表 債務負担行為補正」による。

令和 8 年 6 月 10 日 提 出

富山県知事 新 田 八 朗

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入				
(単位 千円)				
款	項	補正前の額	補 正 額	計
10 国庫支出金		63,402,076	6,150,594	69,552,670
	2 国庫補助金	39,015,656	6,123,411	45,139,067
	3 委託金	861,624	27,183	888,807
13 繰入金		26,059,903	223,000	26,282,903
	2 基金繰入金	19,970,737	223,000	20,193,737
15 諸収入		77,503,730	2,697,117	80,200,847
	4 貸付金元利収入	67,584,537	2,500,000	70,084,537
	7 雑収入	6,923,290	197,117	7,120,407
補正されなかった款項に係る額		466,849,666	/	466,849,666
歳入合計		633,815,375	9,070,711	642,886,086
歳 出				
(単位 千円)				
款	項	補正前の額	補 正 額	計
2 総務費		40,939,951	31,183	40,971,134
	1 総務管理費	21,591,628	10,325	21,601,953
	2 企画費	8,474,372	19,700	8,494,072
	7 防災費	3,107,595	1,158	3,108,753

3 民 生 費		59,686,807	250,000	59,936,807
	1 社 会 福 祉 費	38,001,841	250,000	38,251,841
4 衛 生 費		35,722,712	1,443,444	37,166,156
	2 環 境 衛 生 費	518,640	11,250	529,890
	4 医 務 費	5,646,529	1,432,194	7,078,723
6 農 林 水 産 業 費		35,374,461	316,400	35,690,861
	1 農 業 費	8,165,428	301,400	8,466,828
	3 農 地 費	16,015,675	15,000	16,030,675
7 商 工 費		70,295,607	4,358,714	74,654,321
	1 商 業 費	65,225,248	2,671,480	67,896,728
	2 工 鉱 業 費	4,285,056	1,686,234	5,971,290
	3 観 光 費	785,303	1,000	786,303
8 土 木 費		60,104,477	53,000	60,157,477
	6 住 宅 費	1,711,503	53,000	1,764,503
9 警 察 費		28,168,824	26,400	28,195,224
	2 警 察 活 動 費	731,885	26,400	758,285
10 教 育 費		118,540,975	2,591,570	121,132,545
	1 教 育 総 務 費	14,376,916	2,572,240	16,949,156
	4 高 等 学 校 費	27,190,215	966	27,191,181

	5 特別支援学校費	11,093,125	312	11,093,437
	8 保健体育費	7,236,645	18,052	7,254,697
	補正されなかった款項に係る額	184,981,561		184,981,561
	歳 出 合 計	633,815,375	9,070,711	642,886,086

第2表 繰越明許費

(単位 千円)

款	項	事業名	金額
10 教育費	4 高等学校費	高等学校校舎等リフレッシュ事業費	457,830

第3表 債務負担行為補正

追 加

(単位 千円)

事 項	期 間	限 度 額
県営農地整備事業東中野新 地区ほ場整備第5工区工事	令和9年度から 令和11年度まで	670,000
産業イノベーション人材育 成等に資する高等学校等教 育改革促進事業	令和9年度	166,000

議案第 72 号

## 令和 8 年度富山県港湾施設特別会計補正予算 (第 1 号)

令和 8 年度富山県の港湾施設特別会計補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（債務負担行為の補正）

債務負担行為の補正は、「第 1 表 債務負担行為補正」による。

令和 8 年 6 月 10 日 提 出

富山県知事 新 田 八 朗

第1表 債務負担行為補正

変更

(単位 千円)

補正前			補正後		
事項	期間	限度額	事項	期間	限度額
引船リース事業	令和9年度 から 令和18年度 まで	316,250	引船リース事業	令和9年度 から 令和18年度 まで	319,000

議案第 73 号

令和 8 年度富山県病院事業会計補正予算（第 1 号）

第 1 条 令和 8 年度富山県病院事業会計の補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

第 2 条 令和 8 年度富山県病院事業会計予算（以下「予算」という。）第 3 条に定めた収益的収入の予定額を次のとおり補正する。

（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（計）
	収 入		
第 1 款 病院事業収益	32,479,067千円	895,875千円	33,374,942千円
第 2 項 医業外収益	3,776,877千円	895,875千円	4,672,752千円

第 3 条 予算第 9 条中「2,756,803 千円」を「3,652,678 千円」に改める。

令和 8 年 6 月 10 日 提 出

富山県知事 新 田 八 朗

議案第 74 号

富山県手数料条例一部改正の件

富山県手数料条例の一部を次のように改正する。

令和 8 年 6 月 10 日 提 出

富山県知事 新 田 八 朗

富山県手数料条例の一部を改正する条例

富山県手数料条例（平成12年富山県条例第10号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 の 373 の項中「次項」の次に「、376 の項及び 377 の項」を加え、同表の 376 の項及び 377 の項を次のように改める。

376 都市計画法第29条第1項又は第2項の規定に基づく開発行為の許可の申請に対する審査	開発行為許可申請手数料	許可申請 1 件につき、次に掲げる額を合算した額 (1) 870,000 円の範囲内において、開発区域の面積の区分に応じ規則で定める額 (2) 600,000 円に当該申請に係る断面数を乗じて得た額
377 都市計画法第35条の2の規定に基づく開発行為の変更の許可の申請に対する審査	開発行為変更許可申請手数料	変更許可申請 1 件につき、次に掲げる額を合算した額 (1) 次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める額を合算した額（その額が 870,000 円を超えるときは、870,000 円） ア 開発行為に関する設計の変更（イのみに該当する場合を除く。） 開発区域の面積（イに規定する

		<p>変更を伴う場合にあつては変更前の開発区域の面積、開発区域の縮小を伴う場合にあつては縮小後の開発区域の面積) に応じ前の項の規定に基づき規則で定める額に10分の1を乗じて得た額</p> <p>イ 新たな土地の開発区域への編入に係る都市計画法第30条第1項第1号から第4号までに掲げる事項の変更 新たに編入される開発区域の面積に応じ前の項の規定に基づき規則で定める額</p> <p>ウ その他の変更 10,000円</p> <p>(2) 600,000円に当該申請に係る断面数を乗じて得た額</p>
--	--	--

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の際現になされている申請に係る手数料の額については、この条例による改正後の別表第1の規定にかかわらず、なお従前の例による。

議案第 75 号

富山県税条例一部改正の件

富山県税条例の一部を次のように改正する。

令和 8 年 6 月 10 日 提 出

富山県知事 新 田 八 朗

富山県税条例の一部を改正する条例

富山県税条例（昭和29年富山県条例第16号）の一部を次のように改正する。

第37条の2各号列記以外の部分中「及び第5条の6第1項」を「並びに第5条の6第1項及び第2項」に改める。

第38条の3第1項中「第317条の3の3第1項若しくは第2項」を「第317条の3の3第1項若しくは第3項」に、「第45条の3の3第1項若しくは第2項」を「第45条の3の3第1項若しくは第3項」に改める。

第72条第1項中「輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律（昭和30年法律第37号）」を「同法」に改める。

第75条第3項第2号ア中「第37条の18第3項」を「第37条の19第3項」に改める。

第85条第3項第2号ア中「第37条の18第3項」を「第37条の19第3項」に改め、同条第4項第1号中「第37条の18第3項第2号」を「第37条の19第3項第2号」に改める。

附則第1条の2の3中「から令和9年度まで」を「以後」に改める。

附則第3条第1項中「令和20年度」を「令和25年度」に、「平成21年から令和7年まで」を「平成21年から令和12年まで」に改め、同条第3項中「同条第16項」を「同条第12項」に改める。

附則第5条中「附則第7条の3第1項」の次に「及び第2項」を加える。

附則第5条の10第1項各号列記以外の部分中「第37条の18第1項」を「第37条の19第1項」に改める。

附則第5条の11第2項第2号中「第37条の18第1項」を「第37条の19第1項」に、「第37条の18第3項」を「第37条の19第3項」に改め、同項第3号中「第37条の18第1項」を「第37条の19第1項」に、「第37条の18第3項第2号」を「第37条の19第3項第2号」に改める。

附則第 5 条の12第 1 項中「第37条の18第 1 項」を「第37条の19第 1 項」に改める。  
附則第 5 条の13第 2 項第 2 号中「第37条の18第 1 項」を「第37条の19第 1 項」に、「第37条の18第 3 項」を「第37条の19第 3 項」に改め、同項第 3 号中「第37条の18第 1 項」を「第37条の19第 1 項」に、「第37条の18第 3 項第 2 号」を「第37条の19第 3 項第 2 号」に改める。

附則第 9 条の 4 を附則第 9 条の 5 とし、附則第 9 条の 3 の次に次の 1 条を加える。

(非課税口座内上場株式等に係る配当所得に係る県民税の課税の特例)

第 9 条の 4 知事は、租税特別措置法第37条の14第 5 項第 1 号に規定する非課税口座（以下この条において「非課税口座」という。）及び同法第37条の14第 5 項第 9 号に規定する特定課税未成年者口座（以下この条において「特定課税未成年者口座」という。）を開設する個人の同法第37条の14第 4 項第 1 号に規定する基準年の前年12月31日までに当該非課税口座又は特定課税未成年者口座につき同法第37条の14第 6 項に規定する契約不履行等事由（以下この条において「契約不履行等事由」という。）が生じ、当該非課税口座の開設の時から当該契約不履行等事由が生じた時までの間に支払を受けるべき非課税口座内上場株式等の配当等（同法第 9 条の 8 第 1 項第 3 号に掲げる同項に規定する非課税口座内上場株式等の配当等をいう。）について同法第 9 条の 8 第 2 項の規定により支払があつたものとみなされたときは、当該非課税口座内上場株式等の配当等に係る配当所得の金額に対し、県民税の配当割を課する。

2 前項の規定の適用がある場合における第33条第 1 項第 6 号及び第51条の16の規定の適用については、これらの規定中「受けるべき日」とあるのは「受けるべき日の属する年の 1 月 1 日」とする。

附則第10条の 2 を削る。

附則第10条の 3 中「附則第10条の 5 」を「附則第10条の 4 」に改め、同条を附則第10条の 2 とする。

附則第10条の 4 中「附則第34条の 2 第 1 項から第 3 項まで」を「附則第34条の 2 第 1 項から第 4 項まで」に改め、同条を附則第10条の 3 とし、附則第10条の 5 を附則第10条の 4 とし、附則第10条の 6 を附則第10条の 5 とし、附則第10条の 7 を附則第10条の 6 とし、附則第10条の 7 の 2 を附則第10条の 6 の 2 とし、附則第10条の 8 を附則第10条の 7 とし、同条の次に次の 1 条を加える。

(特定暗号資産に係る譲渡所得等に係る県民税の課税の特例)

第10条の8 知事は、当分の間、県民税の所得割の納税義務者が前年中に租税特別措置法第38条の2第1項に規定する事業所得、譲渡所得又は雑所得を有する場合には、当該事業所得、譲渡所得及び雑所得については、第34条及び第36条の規定にかかわらず、法附則第35条の3の6第1項から第3項までに規定するところにより県民税の所得割を課する。

附則第15条第1項から第4項までの規定中「附則第10条の5」を「附則第10条の4」に改める。

#### 附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、令和9年1月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 第37条の2各号列記以外の部分及び附則第5条の改正規定、附則第10条の4の改正規定（「附則第34条の2第1項から第3項まで」を「附則第34条の2第1項から第4項まで」に改める部分に限る。）並びに次条第2項の規定 令和10年1月1日
- (2) 第72条第1項の改正規定 令和10年4月1日
- (3) 第75条第3項第2号ア並びに第85条第3項第2号ア及び同条第4項第1号並びに附則第5条の10第1項各号列記以外の部分、第5条の11第2項第2号及び同項第3号、第5条の12第1項並びに第5条の13第2項第2号及び同項第3号の改正規定 令和11年4月1日
- (4) 附則第10条の2を削る改正規定、附則第10条の3の改正規定、附則第10条の4の改正規定（「附則第34条の2第1項から第3項まで」を「附則第34条の2第1項から第4項まで」に改める部分を除く。）、附則第10条の5を附則第10条の4とし、附則第10条の6を附則第10条の5とし、附則第10条の7を附則第10条の6とし、附則第10条の7の2を附則第10条の6の2とし、附則第10条の8を附則第10条の7とし、同条の次に1条を加える改正規定及び附則第15条第1項から第4項までの改正規定並びに次条第3項の規定 地方税法等の一部を改正する法律（令和8年法律第2号）附則第1条第17号に掲げる規定の施行の日

(県民税に関する経過措置)

第2条 この条例による改正後の富山県税条例（以下「新条例」という。）附則第

9 条の 4 の規定は、令和 8 年度以後の年度分の個人の県民税について適用し、令和 7 年度分までの個人の県民税については、なお従前の例による。

2 新条例第 37 条の 2 並びに附則第 5 条及び第 10 条の 3 の規定は、令和 9 年度以後の年度分の個人の県民税について適用し、令和 8 年度分までの個人の県民税については、なお従前の例による。

3 新条例附則第 10 条の 8 の規定は、地方税法等の一部を改正する法律（令和 8 年法律第 2 号）附則第 1 条第 17 号に掲げる規定の施行の日の属する年度の翌年度以後の年度分の個人の県民税について適用する。

議案第 76 号

富山県食品衛生条例一部改正の件

富山県食品衛生条例の一部を次のように改正する。

令和 8 年 6 月 10 日 提 出

富山県知事 新 田 八 朗

富山県食品衛生条例の一部を改正する条例

富山県食品衛生条例（平成11年富山県条例第53号）の一部を次のように改正する。

別表第 2 第15項第 1 号中「食品表示基準（平成27年内閣府令第10号）第10条第 1 項第29号に規定するミネラルウォーター類」を「水のみを原料とする清涼飲料水」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 77 号

富山県児童福祉法に基づく児童福祉施設の設備及び運営に関する基準  
を定める条例等の一部を改正する条例一部改正の件

富山県児童福祉法に基づく児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例の一部を次のように改正する。

令和 8 年 6 月 10 日 提 出

富山県知事 新 田 八 朗

富山県児童福祉法に基づく児童福祉施設の設備及び運営に関する基準  
を定める条例等の一部を改正する条例の一部を改正する条例

富山県児童福祉法に基づく児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例（令和 6 年富山県条例第 51 号）の一部を次のように改正する。

附則第 3 項の見出しを削り、同項の前に見出しとして「（富山県就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律に基づく認定の要件を定める条例の一部改正に伴う経過措置）」を付し、同項中「当分の間」を「令和 10 年 3 月 31 日までの間」に、「第 4 条第 1 号」を「第 4 条第 1 号ウ」に改める。

附則第 4 項を附則第 5 項とし、附則第 3 項の次に次の 1 項を加える。

4 子どもに対する教育及び保育に従事する者の配置の状況に鑑み、教育及び保育の提供に支障を及ぼすおそれがあるときは、当分の間、第 2 条の規定による改正後の富山県就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律に基づく認定の要件を定める条例第 4 条第 1 号エの規定は、適用しない。この場合において、第 2 条の規定による改正前の富山県就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律に基づく認定の要件を定める条例第 4 条第 1 号エの規定は、この条例の施行の日以後においても、なおその効力を有する。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 78 号

富山県就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律に基づく認定の要件を定める条例一部改正の件

富山県就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律に基づく認定の要件を定める条例の一部を次のように改正する。

令和 8 年 6 月 10 日 提 出

富山県知事 新 田 八 朗

富山県就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律に基づく認定の要件を定める条例の一部を改正する条例

富山県就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律に基づく認定の要件を定める条例（平成18年富山県条例第50号）の一部を次のように改正する。

第 4 条第 2 号中「35人」を「30人」に改める。

第 5 条に次の 1 号を加える。

- (3) 第 1 号、前号本文及び同号イの規定により置かなければならない保育士登録を受けている者については、1 人に限って、当該認定こども園に勤務する理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、心理担当職員（学校教育法第83条に規定する大学（同法第 108 条第 2 項に規定する短期大学を除く。）若しくは当該大学に置かれる同法第99条に規定する大学院において、心理学を専修する学科、研究科若しくはこれに相当する課程を修めて卒業した者のうち個人及び集団心理療法の技術を有するもの又は知事がこれと同等以上の能力を有すると認めた者をいう。）又は障害児の療育に関する知識及び経験を有する者であって、障害児の療育の指導を行う業務に 5 年以上従事した経験を有するものいずれかに該当し、かつ、子育てに関する知識及び経験を有する者（以下「特定理学療法士等」という。）をもって代えることができる。ただし、当該特定理学療法士等は、補助者として従事する場合を除き、教育課程に基づく教育に従事してはならず、当該特定理学療法士等が保育を行うに当たっては、当該認定こども園の保育士登録を受けている者による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

附則第 3 項中「主幹養護教諭」の次に「、主務養護教諭」を加える。

附則第 6 項中「この項」の次に「及び附則第 8 項」を加え、「の資格を有する」を「登録を受けている」に改める。

附則第 7 項の表中

附則第 3 項	第 5 条第 1 号及び第 2 号イ（ただし書の規定を適用する場合を除く。）の規定により置かなければならない保育士登録を受けている者	幼稚園教員免許状又は小学校教諭若しくは養護教諭の普通免許状を有する者
---------	--	------------------------------------

を

第 5 条第 3 号	第 5 条第 1 号により置かなければならない保育士登録を受けている者	特定理学療法士等
附則第 3 項	第 5 条第 1 号及び第 2 号イ（ただし書の規定を適用する場合を除く。）の規定により置かなければならない保育士登録を受けている者	幼稚園教員免許状又は小学校教諭若しくは養護教諭の普通免許状を有する者

に改める。

附則第 7 項の次に次の 1 項を加える。

- 8 第 5 条第 3 号及び附則第 6 項の規定により特定理学療法士等及び看護師等のいずれもが保育を行う場合には、当該看護師等が保育を行うに当たって当該認定こども園の保育士登録を受けている者（第 5 条第 3 号ただし書の規定による支援を行う者を除く。）による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の際現に存する認定こども園における 1 学級の子どもの数については、この条例による改正後の富山県就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律に基づく認定の要件を定める条例第 4 条第 2 号の規定にかかわらず、令和 14 年 3 月 31 日までは、なお従前の例による。

議案第 79 号

富山県技術専門学院条例一部改正の件

富山県技術専門学院条例の一部を次のように改正する。

令和 8 年 6 月 10 日 提 出

富山県知事 新 田 八 朗

富山県技術専門学院条例の一部を改正する条例

富山県技術専門学院条例（昭和63年富山県条例第 3 号）の一部を次のように改正する。

第 7 条の見出し中「減免」を「減免等」に改め、同条中「減額し、又は免除する」を「減免し、又は分割して納付させる」に改める。

第11条を第12条とし、第 8 条から第10条までを 1 条ずつ繰り下げ、第 7 条の次に次の 1 条を加える。

（授業料の還付）

第 8 条 既納の授業料は、これを還付しない。ただし、知事が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 80 号

工事委託契約締結に関する件

一般県道黒川滑川線あいの風とやま鉄道線沖田踏切道拡幅工事委託契約を次のとおり締結するものとする。

令和8年6月10日 提 出

富山県知事 新 田 八 朗

- |   |        |                              |
|---|--------|------------------------------|
| 1 | 契約の目的  | 一般県道黒川滑川線あいの風とやま鉄道線沖田踏切道拡幅工事 |
| 2 | 工事の場所  | 滑川市下島地内                      |
| 3 | 契約金額   | 518,046,000円                 |
| 4 | 契約の方法  | 随意契約                         |
| 5 | 契約の相手方 | 富山市明輪町1番50号<br>あいの風とやま鉄道株式会社 |
| 6 | 完成期日   | 令和11年3月30日                   |

議案第 81 号

工事委託契約締結に関する件

主要地方道若栗生地線道路橋りょう改築飯沢跨線橋橋梁補修工事委託契約を次のとおり締結するものとする。

令和8年6月10日 提 出

富山県知事 新 田 八 朗

- |   |        |                               |
|---|--------|-------------------------------|
| 1 | 契約の目的  | 主要地方道若栗生地線道路橋りょう改築飯沢跨線橋橋梁補修工事 |
| 2 | 工事の場所  | 黒部市飯沢地内                       |
| 3 | 契約金額   | 579,700,000円                  |
| 4 | 契約の方法  | 随意契約                          |
| 5 | 契約の相手方 | 富山市明輪町1番50号<br>あいの風とやま鉄道株式会社  |
| 6 | 完成期日   | 令和11年3月30日                    |

議案第 82 号

工事請負契約締結に関する件

富山県漁業調査新船建造工事請負契約を次のとおり締結するものとする。

令和 8 年 6 月 10 日 提 出

富山県知事 新 田 八 朗

- |   |        |                                |
|---|--------|--------------------------------|
| 1 | 契約の目的  | 富山県漁業調査新船建造工事                  |
| 2 | 工事の場所  | 長崎県長崎市浪の平町地内                   |
| 3 | 契約金額   | 2,299,000,000円                 |
| 4 | 契約の方法  | 一般競争入札                         |
| 5 | 契約の相手方 | 長崎県長崎市浪の平町 4 番 2 号<br>長崎造船株式会社 |
| 6 | 完成期日   | 令和10年10月18日                    |

議案第 83 号

工事委託契約変更に関する件

令和 3 年 6 月定例県議会において議決を経た一般国道 471 号利賀トンネル（その  
2）工事委託契約について、次のとおり変更契約を締結するものとする。

令和 8 年 6 月 10 日 提 出

富山県知事 新 田 八 朗

1 契 約 金 額	変更前	1,362,270,646円
	変更後	1,799,708,114円
2 完 成 期 日	変更前	令和 8 年 9 月 30 日
	変更後	令和 9 年 2 月 26 日

議案第 84 号

工事請負契約変更に関する件

令和 7 年 6 月定例県議会において議決を経た富山県富山児童相談所等新築工事請負契約について、次のとおり変更契約を締結するものとする。

令和 8 年 6 月 10 日 提 出

富山県知事 新 田 八 朗

契 約 金 額	変更前	2,216,500,000円
	変更後	2,230,930,900円

## 議案第 85 号

### 利賀ダムの建設に関する基本計画の変更の件

特定多目的ダム法（昭和32年法律第35号）第4条第4項の規定により、国土交通大臣から、利賀ダムの建設に関する基本計画を変更することについて意見を求められたので、要望を付して同意するものとする。

令和8年6月10日 提 出

富山県知事 新 田 八 朗

### 基本計画の変更

6(1)中「約1,640億円」を「約2,610億円」に改める。

### 要望

- 1 沿川住民の生命と財産や地域の安全を守るため、計画的かつ一日も早い完成を図ること。
- 2 事業執行の効率化やコスト縮減をより一層進め、総事業費の抑制に最大限努めること。
- 3 「第1次国土強靱化実施中期計画」に基づく予算を最大限確保し、地方の財政負担の軽減に十分配慮すること。

議案第 86 号

動産取得に関する件

高等学校の体育館に設置する移動式空調設備を次のとおり取得するものとする。

令和 8 年 6 月 10 日 提 出

富山県知事 新 田 八 朗

- 1 物件の表示 移動式空調設備一式（78台）
- 2 相手方 富山市牛島本町二丁目3番23号  
株式会社カワノ
- 3 取得予定価格 86,156,620円

議案第 87 号

損害賠償請求訴訟に係る和解に関する件

一般国道 415 号における自動車損傷事故に係る損害賠償請求事件について、次のとおり和解する。

令和 8 年 6 月 10 日 提 出

富山県知事 新 田 八 朗

1 事件名及び相手方

高岡簡易裁判所令和 7 年（ハ）第 145 号 損害賠償請求事件

相手方 氷見市在住 2 名

2 和解条項

- (1) 県は、相手方に対し、本件解決金として、それぞれ 20 万 5,961 円の支払義務があることを認める。
- (2) 県は、相手方に対し、(1)の金員を令和 8 年 8 月 31 日限り、相手方指定口座に振り込む方法により支払う。この振込手数料は、県の負担とする。
- (3) 相手方は、その余の請求を放棄する。
- (4) 相手方及び県は、相手方と県との間には、本件に関し、本和解条項に定めるもののほか、何らの債権債務がないことを相互に確認する。
- (5) 訴訟費用は、各自の負担とする。

報告第 4 号

地方自治法第 179 条による専決処分の件

地方自治法（昭和22年法律第67号）第 179 条第 1 項の規定に基づき、次の事件を別紙のとおり専決処分したので報告し、承認を求める。

令和 8 年 6 月 10 日 提 出

富山県知事 新 田 八 朗

富山県税条例一部改正の件

過疎地域等における県税の特別措置に関する条例一部改正の件

損害賠償に係る和解に関する件

専決処分第 16 号

富山県税条例一部改正の件

富山県税条例の一部を改正する条例

富山県税条例（昭和29年富山県条例第16号）の一部を次のように改正する。

第 8 条第 2 項第10号を削り、同項第11号中「（第 137 条第 2 号に規定する種別割に限る。）」を削り、「第 146 条第 3 項」を「第 146 条第 2 項」に改め、同号を同項第10号とし、同項第12号から第14号までを 1 号ずつ繰り上げる。

第23条第 1 項中「、自動車税（第 137 条第 1 号に規定する環境性能割に限る。）」を削る。

第 137 条を次のように改める。

（自動車税に関する用語の意義）

第 137 条 自動車税について、「自動車」とは、道路運送車両法（昭和26年法律第 185 号）第 2 条第 2 項に規定する自動車のうち、同法第 3 条に規定する普通自動車及び同条に規定する小型自動車のうち三輪以上のものをいう。

第 137 条の 2 第 1 項中「、当該自動車の取得者に環境性能割によつて」及び「種別割によつて」を削り、同条第 2 項を削り、同条第 3 項中「種別割」を「自動車税」に、「、第 1 項」を「、前項」に改め、同項を同条第 2 項とする。

第 137 条の 3 第 1 項中「、自動車税の賦課徴収については」及び「前条第 1 項に規定する自動車の取得者（以下この節において「自動車の取得者」という。）及び」を削り、同条第 2 項中「自動車の取得者及び」を削り、同条第 3 項及び第 4 項を削る。

第 138 条の 2 から第 138 条の10までを削る。

第 139 条の見出し及び同条第 1 項各号列記以外の部分中「種別割」を「自動車税」に改め、同条第 2 項中「種別割」を「自動車税」に改め、「同項」の次に「（同号に係る部分に限る。）」を加える。

第 140 条の見出し及び同条第 1 項各号列記以外の部分中「種別割」を「自動車税」に改める。

第 141 条（見出しを含む。）中「種別割」を「自動車税」に改める。

第 142 条の見出し並びに同条第 1 項及び第 3 項中「種別割」を「自動車税」に改める。

第 143 条の見出し及び同条第 1 項中「種別割」を「自動車税」に改め、同条第 2 項中「新規登録」を「道路運送車両法第 7 条第 1 項に規定する新規登録（次条並びに第 145 条第 1 項及び第 2 項において「新規登録」という。）」に、「第 177 条の 10 第 1 項」を「第 157 条第 1 項」に、「種別割」を「自動車税」に改め、同条第 3 項中「種別割」を「自動車税」に改める。

第 144 条の見出し中「種別割」を「自動車税」に改め、同条中「種別割」を「自動車税」に、「第 9 条の 16」を「第 9 条」に改める。

第 145 条の見出し中「種別割」を「自動車税」に改め、同条第 1 項各号列記以外の部分中「種別割」を「自動車税」に改め、「又は」の次に「同法第 13 条第 1 項に規定する」を加え、同項第 5 号中「第 137 条の 2 第 3 項」を「第 137 条の 2 第 2 項」に改め、同条第 2 項中「又は」の次に「同法第 13 条第 1 項に規定する」を加え、同条第 3 項中「種別割」を「自動車税」に改める。

第 146 条の見出し及び同条第 1 項中「種別割」を「自動車税」に改める。

第 146 条の 2 の見出し及び同条第 1 項各号列記以外の部分中「種別割」を「自動車税」に改め、同項第 1 号中「身体障害者等が」を「身体又は精神に障害を有し、歩行が困難な者その他規則で定める障害を有する者（以下この条において「身体障害者等」という。）が」に改め、同条第 2 項中「種別割」を「自動車税」に、「第 138 条の 10 第 2 項各号」を「次」に改め、同項に次の各号を加える。

- (1) 減免を受けようとする者の氏名及び住所並びに身体障害者等との関係
- (2) 身体障害者等の氏名、住所及び年齢
- (3) 自動車を運転する者の氏名及び住所並びに身体障害者等との関係
- (4) その他知事が必要と認める事項

第 146 条の 2 第 3 項中「種別割」を「自動車税」に、「身体障害者手帳等」を「身体障害者福祉法第 15 条の規定により交付された身体障害者手帳（同条に規定する身体障害者手帳の交付を受けていない者で戦傷病者特別援護法第 4 条の規定により戦傷病者手帳の交付を受けているものにあつては、当該戦傷病者手帳）又は規則で定める書面」に、「運転免許証等」を「道路交通法第 92 条の規定により交付された身体障害者等又は身体障害者等と生計を一にする者若しくは身体障害者等（身体障害者等のみで構成される世帯の者に限る。）を常時介護する者の運転免許証又は同法第 95 条の 2 第 3 項の規定により特定免許情報が記録された身体障害者等又は身体障害者等と生計を一にする者若しくは身体障害者等（身体障害者等のみで構成さ

れる世帯の者に限る。)を常時介護する者の免許情報記録個人番号カード」に改め、同条第4項中「種別割」を「自動車税」に改める。

第147条(見出しを含む。)及び第149条(見出しを含む。)中「種別割」を「自動車税」に改める。

附則第3条の前の見出し及び同条を削る。

附則第3条の2に見出しとして「(個人の県民税の住宅借入金等特別税額控除)」を付し、同条第1項中「居住年が平成11年から平成18年まで又は」を「同法第41条第1項に規定する居住年(以下この条及び附則第16条において「居住年」という。)が」に、「において、前条第1項の規定の適用を受けないときは」を「には」に、「附則第5条の4の2第1項」を「附則第5条の4第1項」に改め、「合計額」の次に「(居住年が平成28年から令和7年までの各年である場合には、当該納税義務者の前年分の所得税に係る同法第86条第2項に規定する基礎控除の額(租税特別措置法第41条の16の2第1項の規定の適用がある場合には、その適用後の額)から48万円を控除して得た額(当該控除して得た額が零を下回る場合には、零とする。))を加算した額)」を加え、同条第2項中「附則第3条の2第1項」を「附則第3条第1項」に改め、同条を附則第3条とする。

附則第3条の3中「附則第3条の2第1項」を「附則第3条第1項」に改め、同条を附則第3条の2とする。

附則第3条の4中「附則第3条の2第1項」を「附則第3条第1項」に改め、同条を附則第3条の3とする。

附則第4条中「令和9年度」を「令和12年度」に改める。

附則第5条の6中「令和8年3月31日」を「令和13年3月31日」に改める。

附則第6条の6を次のように改める。

#### 第6条の6 削除

附則第6条の6の2から第6条の6の6までを削る。

附則第6条の7の見出し中「の種別割」を削り、同条第1項各号列記以外の部分中「第138条の2第1項第1号に規定する電気自動車」を「電気を動力源とする自動車で内燃機関を有しないもの」に、「第138条の2第1項第2号に規定する天然ガス自動車」を「専ら可燃性天然ガスを内燃機関の燃料として用いる自動車で省令附則第5条第1項に規定するもの」に、「附則第5条第1項」を「附則第5条第2項」に、「附則第5条第2項」を「附則第5条第3項」に、「第138条の2第1項

第3号に規定する電力併用自動車をいう。次条第3項及び」を「内燃機関を有する自動車で併せて電気その他の省令附則第5条第4項に規定するものを動力源として用いるものであつて、廃エネルギーを回収する機能を備えていることにより大気汚染防止法第2条第17項に規定する自動車排出ガスの排出の抑制に資するもので省令附則第5条第5項に規定するものをいう。第1号及び次条第3項並びに」に改め、「の種別割」を削り、同項各号を次のように改める。

- (1) ガソリン自動車（ガソリンを内燃機関の燃料として用いる自動車をいう。第3項第1号において同じ。）又は石油ガス自動車（液化石油ガスを内燃機関の燃料として用いる自動車をいい、充電機能付電力併用自動車（電力併用自動車のうち、動力源として用いる電気を外部から充電する機能を備えているもので省令附則第5条第6項に規定するものをいう。次号、次項第3号及び第3項第1号において同じ。）に該当するものを除く。同項第2号において同じ。）で平成27年3月31日までに最初の道路運送車両法第7条第1項に規定する新規登録（以下この条、次条第1項及び附則第6条の9第1項において「初回新規登録」という。）を受けたもの 初回新規登録を受けた日から起算して14年を経過した日の属する年度
- (2) 軽油自動車（軽油を内燃機関の燃料として用いる自動車をいい、充電機能付電力併用自動車に該当するものを除く。第3項第3号において同じ。）その他の前号に掲げる自動車以外の自動車で平成29年3月31日までに初回新規登録を受けたもの 初回新規登録を受けた日から起算して12年を経過した日の属する年度

附則第6条の7第2項各号列記以外の部分中「令和4年4月1日から令和8年3月31日まで」を「令和7年4月1日から令和10年3月31日まで」に改め、「の種別割」を削り、同項第2号中「第138条の2第1項第2号アに規定する排出ガス保安基準」を「自動車排出ガスに係る保安上又は公害防止その他の環境保全上の技術基準（以下この号及び次項各号において「排出ガス保安基準」という。）」に、「第138条の2第1項第2号イに規定する平成21年天然ガス車基準」を「道路運送車両法第41条第1項の規定により平成21年10月1日（同法第40条第3号に規定する車両総重量が3.5トンを超え12トン以下の天然ガス自動車にあつては、平成22年10月1日）以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で省令附則第5条の2第2項に規定するもの」に、「附則第5条の2第2項」を「附則第5条の2

第3項」に改め、同項第3号中「第138条の2第1項第3号に規定する」を削り、同項第4号から第6号までを削り、同条第3項各号列記以外の部分中「令和4年4月1日から令和7年3月31日まで」を「令和7年4月1日から令和8年3月31日まで」に、「当該初回新規登録を受けた日の属する年度の翌年度分の自動車税の種別割」を「令和8年度分の自動車税」に、「第5欄」を「第4欄」に改め、同項各号を次のように改める。

- (1) ガソリン自動車（営業用の乗用車に限り、充電機能付電力併用自動車に該当するものを除く。）のうち、窒素酸化物の排出量が道路運送車両法第41条第1項の規定により平成30年10月1日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で省令附則第5条の2第4項に規定するものに定める窒素酸化物の値の2分の1を超えないもの又は窒素酸化物の排出量が道路運送車両法第41条第1項の規定により平成17年10月1日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で省令附則第5条の2第5項に規定するものに定める窒素酸化物の値の4分の1を超えないものであつて、エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律第151条第1号イに規定するエネルギー消費効率（以下この項及び附則第6条の10第1項において「エネルギー消費効率」という。）が同法第149条第1項の規定により定められるエネルギー消費機器等製造事業者等の判断の基準となるべき事項を勘案して省令附則第5条の2第6項に規定するエネルギー消費効率（以下この号において「基準エネルギー消費効率」という。）であつて令和12年度以降の各年度において適用されるべきものとして定められたもの（次号及び第3号において「令和12年度基準エネルギー消費効率」という。）に100分の90を乗じて得た数値以上かつ基準エネルギー消費効率であつて令和2年度以降の各年度において適用されるべきものとして定められたもの（次号及び第3号において「令和2年度基準エネルギー消費効率」という。）以上のもので省令附則第5条の2第7項に規定するもの
- (2) 石油ガス自動車（営業用の乗用車に限る。）のうち、窒素酸化物の排出量が道路運送車両法第41条第1項の規定により平成30年10月1日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で省令附則第5条の2第8項に規定するものに定める窒素酸化物の値の2分の1を超えないもの又は窒素酸化物の排出量が道路運送車両法第41条第1項の規定により平成17年10月1日以降に

適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で省令附則第5条の2第9項に規定するものに定める窒素酸化物の値の4分の1を超えないものであつて、エネルギー消費効率が令和12年度基準エネルギー消費効率に100分の90を乗じて得た数値以上かつ令和2年度基準エネルギー消費効率以上のもので省令附則第5条の2第10項に規定するもの

- (3) 軽油自動車（営業用の乗用車に限る。）のうち、道路運送車両法第41条第1項の規定により平成30年10月1日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で省令附則第5条の2第11項に規定するもの又は道路運送車両法第41条第1項の規定により平成21年10月1日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で省令附則第5条の2第12項に規定するものに適合するものであつて、エネルギー消費効率が令和12年度基準エネルギー消費効率に100分の90を乗じて得た数値以上かつ令和2年度基準エネルギー消費効率以上のもので省令附則第5条の2第13項に規定するもの

附則第6条の8第1項各号列記以外の部分中「法第146条第2項」を「道路運送車両法第2条第5項」に改め、「の種別割」を削り、同条第3項中「の種別割」を削る。

附則第6条の9第1項各号列記以外の部分中「法第146条第2項」を「道路運送車両法第2条第5項」に改め、「の種別割」を削り、同条第3項中「の種別割」を削る。

附則第6条の10（見出しを含む。）中「の種別割」を削る。

附則第6条の11を削る。

附則第10条の4中「令和8年度」を「令和11年度」に改める。

附則第16条第1項中「及び附則第3条の2」を削り、「附則第3条第1項」を「同条第1項」に改め、「、附則第3条の2第1項中「租税特別措置法第41条又は第41条の2の2」とあるのは「東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第13条第1項の規定により読み替えて適用される租税特別措置法第41条又は同項の規定により適用される租税特別措置法第41条の2の2」と、同条第2項第2号中「租税特別措置法第41条の2の2」とあるのは「東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第13条第1項の規定により適用される租税特別措置法第41条の2の2」とを削り、同条第2項中「附則第3条の2第1項」を「附則第3条第1項」に、「附則第5条の4の2第1項」を「附則第

5条の4第1項」に改める。

附則第17条を次のように改める。

#### 第17条 削除

附則第20条中「附則第3条の2第3項」を「附則第3条第3項」に改める。

附則別表第1の第5欄を削る。

#### 附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

(軽油引取税に関する経過措置)

第2条 この条例の施行の日（以下この条及び次条第2項において「施行日」という。）前に富山県税条例第126条第1項若しくは第2項に規定する軽油の引取り、同条第3項の燃料炭化水素油の販売、同条第4項の軽油若しくは燃料炭化水素油の販売、同条第5項の炭化水素油の消費若しくは同条例第127条第1項各号の軽油の消費、譲渡若しくは輸入が行われた場合又は施行日前に軽油引取税の特別徴収義務者が同条例第126条第6項の規定に該当するに至った場合において課する軽油引取税の税率については、なお従前の例による。

(自動車税に関する経過措置)

第3条 この条例による改正後の富山県税条例の規定中自動車税に関する部分は、令和8年度以後の年度分の自動車税について適用する。

2 施行日前の自動車の取得に対して課する自動車税の環境性能割については、なお従前の例による。

3 令和7年度以前の年度分の自動車税の種別割については、なお従前の例による。

(富山県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例の一部改正)

第4条 富山県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例（平成15年富山県条例第54号）の一部を次のように改正する。

別表富山県税条例（昭和29年富山県条例第16号）の項を次のように改める。

富山県税条例（昭和29年富山県条例第16号）	第146条の2第2項（同条第1項第1号に掲げる自動車に係る自動車税の減免に係る部分に限る。）及び第3項	第3条
------------------------	---	-----

以上、地方自治法第179条第1項の規定により専決する。

令和8年3月31日

富山県知事 新 田 八 朗

専決処分第 17 号

過疎地域等における県税の特別措置に関する条例一部改正の件

過疎地域等における県税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例

過疎地域等における県税の特別措置に関する条例（昭和39年富山県条例第75号）の一部を次のように改正する。

第4条の2第1項各号列記以外の部分中「令和8年3月31日」を「令和10年3月31日」に改め、同項第1号中「当該減価償却資産」の次に「（特定業務児童福祉施設のうち当該特定業務施設の新設に併せて整備されるものの用に供する減価償却資産を除く。）」を加え、同条第2項各号列記以外の部分中「令和8年3月31日」を「令和10年3月31日」に改める。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

以上、地方自治法第179条第1項の規定により専決する。

令和8年3月31日

富山県知事 新 田 八 朗

損害賠償に係る和解に関する件（地方自治法第 179 条第 1 項による専決処分）

専決処分番号	概要	和解の相手方	損害賠償額	専決処分年月日
19	令和 7 年 9 月 5 日に富山市新根塚町地内で発生した警察車両の損傷	神奈川県川崎市 株式会社ダイフク プラスモア	県が受け取る額 122,441円	令和 8 年 4 月 8 日
23	令和 7 年 7 月 27 日に主要地方道高岡庄川線高岡市戸出吉住地内で発生した消火栓蓋の不備による損害	高岡市 高岡市 南砺市在住 1 名	県が受け取る額 69,300円	令和 8 年 4 月 11 日
24	令和 7 年 9 月 28 日に一般国道 156 号南砺市東中江地内で発生した埋設型伸縮装置による車両の損傷	富山市在住 1 名	県が支払う額 860,171円	令和 8 年 4 月 11 日
25	令和 8 年 2 月 2 日に富山市太田地内で発生した警察活動中の住居の損傷	富山市 朝日不動産株式会社	県が支払う額 42,900円	令和 8 年 4 月 14 日
26	令和 6 年 3 月 16 日に発生した通勤手当申請の指示誤りによる損害	富山市在住 1 名	県が支払う額 83,996円	令和 8 年 4 月 15 日
30	令和 8 年 4 月 4 日に富山市上大久保地内で発生した自動車損害賠償責任保険証明書の紛失による損害	富山市在住 1 名	県が支払う額 5,930円	令和 8 年 4 月 17 日
31	令和 7 年 5 月 29 日に発生した古物営業に係る許可基準の指示誤りによる損害	高岡市 株式会社二口オフィス	県が支払う額 23,600円	令和 8 年 4 月 22 日
33	令和 7 年 3 月 25 日に伏木富山港（新湊地区）内航航路で発生した県有引船の接触による定置網の損傷	射水市 新徳漁業有限会社	県が支払う額 14,545,910円	令和 8 年 5 月 18 日
34	令和 8 年 5 月 9 日に発生した借上車両の中途解約による損害	石川県金沢市 日本カーソリューションズ株式会社	県が支払う額 54,021円	令和 8 年 5 月 28 日

報告第 5 号

地方自治法第 180 条による専決処分の件

地方自治法（昭和22年法律第67号）第 180 条第 1 項の規定に基づき、次の事件を別紙のとおり専決処分したので報告する。

令和 8 年 6 月 10 日 提 出

富山県知事 新 田 八 朗

損害賠償に係る和解に関する件

損害賠償に係る和解に関する件（地方自治法第 180 条第 1 項による専決処分）

専決処分番号	概 要	和解の相手方	損害賠償額	専決処分年月日
18	令和 7 年 5 月 22 日に高岡市清水町地内で発生した警察車両の交通事故	高岡市在住 1 名	県が受け取る額 80,267円	令和 8 年 4 月 8 日
20	令和 7 年 12 月 10 日に富山市婦中町宮ヶ島地内で発生した警察車両の交通事故	富山市在住 1 名	県が受け取る額 99,583円	令和 8 年 4 月 8 日
21	令和 7 年 12 月 25 日に富山市高木東地内で発生した警察車両の交通事故	新潟県新潟市 株式会社アーズ 新潟県新潟市在住 1 名	県が受け取る額 33,000円	令和 8 年 4 月 8 日
22	令和 8 年 2 月 9 日に高岡市中田地内で発生した警察車両の交通事故	高岡市 株式会社パナケイ ア製薬 富山市在住 1 名	県が受け取る額 84,227円	令和 8 年 4 月 8 日
27	令和 7 年 11 月 12 日に魚津市印田地内で発生した警察車両の交通事故	黒部市在住 1 名	県が支払う額 99,000円	令和 8 年 4 月 15 日
28	令和 7 年 12 月 10 日に高岡市下関町地内で発生した警察車両の交通事故	富山市 テクノトラスト株式会社	県が支払う額 159,500円	令和 8 年 4 月 15 日
29	令和 7 年 10 月 29 日に富山市南大場地内で発生した借上車両の交通事故	大阪府大阪市在住 1 名	県が受け取る額 11,348円	令和 8 年 4 月 17 日
32	令和 8 年 3 月 6 日に中新川郡上市町柿沢地内で発生した借上車両の交通事故	滑川市在住 1 名	県が支払う額 134,783円	令和 8 年 4 月 24 日

報告第 6 号 令和 7 年度富山県継続費繰越計算書

款	項	事業名	継続費の 総額	令和 7 年度予算現額			支出済額 及び支出 見込額	残 額	翌 年 通 繰 越 額	左 の 財 源 内 訳		
				予 計 上 額	前 年 度 通 繰 越 額	計				繰 越 金	特 定 財 源	其 他
10	教 育 費	8 保健体育費	8,961,150,000	4,192,000		4,192,000	4,192,000	4,192,000	743,000	国支出金 1,449,000	地方債 2,000,000	その他
一	般 会 計	計	8,961,150,000	4,192,000		4,192,000	4,192,000	4,192,000	743,000	1,449,000	2,000,000	

令和 8 年 6 月 10 日 提 出

富山県知事 新 田 八 朗

報告第 7 号 令和 7 年度富山県繰越明許費繰越計算書

款	項	事業名	金額	翌年度繰越額	左の財源内訳				
					既収入 特定財源	未収入 国支出金	収入 特定 地方債	財源	
								その他	一般財源
1 議会	1 議会	事務局運営事務費	400,000	213,400				213,400	
		安全なまちづくり 推進事業費	15,000,000	15,000,000					
		人事事業費	2,666,000	2,666,000				1,333,000	
		ブランドインダ グ推進費	30,150,000	30,150,000				15,610,000	
		とやま情報 P R 費	15,850,000	15,850,000				7,925,000	
		首都圏情報発信拠点運 営事業費	25,112,000	25,112,000				3,000,000	
		公文書館運営費	4,200,000	4,200,000				2,100,000	
		財産管理費	4,187,000	3,780,000				3,780,000	
		庁舎維持管理費	180,098,000	70,269,000			49,000,000	21,269,000	
		首都圏戦略対策費	13,300,000	13,300,000				6,650,000	
		男女共同参画推進費	8,880,000	8,880,000				4,440,000	
		子ども・若者育成支 援事業費	11,000,000	10,400,000				5,500,000	
		女性活躍推進費	17,800,000	17,800,000				8,983,000	
		1 総務管理費							

款	項	事業名	金額	翌年度繰越額	左の財源の内訳				
					既収入 特定財源	未収入		財源	
						国支 出金	地方 債	特定 財源	一般財源
		国際協力推進事業費	5,190,000	5,190,000	428,000			4,762,000	
		電子自治体推進費	2,300,000	2,300,000	1,150,000			1,150,000	
		在住外国人・多文化共生 推進事業費	900,000	900,000	450,000			450,000	
		県有施設総合管理事業費	180,000,000	180,000,000		160,000,000		20,000,000	
		カーボンニュートラル 推進事業費	2,830,000	2,830,000	818,000			2,012,000	
		地域開発推進費	92,040,000	92,040,000	43,594,000		1,000,000	47,446,000	
		海王丸保存活用事業費	4,175,000	4,175,000	2,087,000			2,088,000	
		富山空港利用促進費	14,742,000	14,742,000	5,871,000			8,871,000	
		並行在来線対策費	203,000,000	203,000,000			203,000,000		
		地域交通対策費	59,700,000	59,700,000	27,500,000		4,700,000	27,500,000	
		広域交通対策費	334,168,000	230,162,000	115,081,000			115,081,000	
		「くらしたい国、富山」 創造ネットワーク事業費	184,523,000	184,523,000	107,421,000			77,102,000	
		地域情報化推進費	144,856,000	144,856,000	87,120,000		500,000	57,236,000	
		とやまの未来創生推進費	1,913,520,000	1,913,520,000	842,185,000	917,000,000	2,211,000	152,124,000	
2 総務費	2 企画費								

	中山間地域活力応援事業	27,346,000	27,346,000		13,673,000			13,673,000
	県民芸術文化祭開催費	11,000,000	11,000,000					11,000,000
	高志の国文学館運営費	16,055,000	9,528,000					9,528,000
	安全登山対策費	2,779,000	2,779,000		483,000		1,810,000	486,000
	野生鳥獣保護管理総合対策費	17,700,000	6,584,000		4,166,000			2,418,000
	自然公園等整備事業費	155,529,000	155,529,000		79,838,000	69,000,000		6,691,000
	自然公園等管理費	2,958,000	2,958,000		354,000		2,250,000	354,000
	立山センター費	30,020,000	30,019,000			26,000,000		4,019,000
	立山地区植生保護事業費	1,393,000	1,393,000		696,000			697,000
5	市町村振興費	5,000,000	5,000,000		2,500,000			2,500,000
	衆議院議員選挙費	815,094,000	180,000,000	180,000,000				
6	選挙費	1,737,000	553,000	553,000				
	防災対策推進費	126,900,000	126,900,000		60,000,000			66,900,000
7	防災費	48,661,000	29,591,000			29,000,000		591,000
	原子力災害対策費	2,093,000	2,093,000		2,093,000			
8	統計調査費	990,000	990,000					990,000



		女性保護事業費	1,802,000	1,802,000		901,000			901,000
		児童相談所運営費	652,088,000	651,884,000		13,749,000	565,000,000		73,135,000
3	生活保護費	生活保護対策事業費	7,770,000	7,770,000		7,770,000			
		生活保護費	19,406,000	19,406,000		14,554,000			4,852,000
1	公衆衛生費	国際健康プラザ運営費	13,706,000	13,706,000			13,000,000		706,000
		感染症対策費	147,192,000	147,192,000		73,588,000			73,604,000
4	医務費	衛生研究所費	21,400,000	21,400,000			19,000,000		2,400,000
		地域医療推進対策費	421,980,000	421,808,000		419,818,000			1,990,000
5	薬務費	看護職員確保総合対策事業費	776,000	776,000		388,000			388,000
		医薬品産業活性化推進費	18,050,000	18,050,000		8,595,000			9,455,000
6	公害防止費	地方大学・地域産業創生くすりコンソーシアム推進事業費	115,500,000	115,500,000		56,750,000		28,750,000	30,000,000
		試験開発研究費	21,162,000	21,162,000		10,580,000		1,418,000	9,164,000
		環境保全総合推進費	375,505,000	362,761,410			325,100,000		37,661,410
		快適な生活環境づくり推進	16,987,000	16,987,000		16,987,000			
		地球環境保全推進費	700,000,000	700,000,000		700,000,000			
		リサイクル等推進費	800,000	800,000		400,000			400,000

款	項	事業名	金額	翌年度繰越額	左の財源内訳				一般財源	
					既収入 特定財源	未収入				その他
						国支出金	地方債	特定財源		
		廃棄物対策推進費	15,589,000	15,589,000	円	175,000	円	円	15,414,000	
		環境科学センター運営費	13,500,000	13,500,000			12,000,000		1,500,000	
	1 労 政 費	中小企業労使関係安定促進費	11,100,000	11,100,000		3,050,000			8,050,000	
		勤労者福祉対策費	10,700,000	10,700,000		5,350,000			5,350,000	
		魅力ある技能社会推進事業	36,000,000	33,064,000		28,564,000		1,584,000	2,916,000	
	2 職業訓練費	外国人材活躍推進事業費	17,870,000	17,870,000		8,935,000			8,935,000	
	5 労働費	公共職業訓練費	7,219,000	7,219,000		3,609,000			3,610,000	
		人材確保対策事業費	256,865,000	256,865,000		214,732,000			42,133,000	
	3 失業対策費	障害者雇用対策費	18,200,000	18,200,000		9,100,000			9,100,000	
		UIJターン促進対策費	35,696,000	35,696,000		17,680,000			18,016,000	
		食のとやまブランド推進事業	415,221,000	413,434,842		386,928,842			26,506,000	
		とやま食育運動推進事業	2,300,000	2,300,000		1,150,000			1,150,000	
		6 次産業化総合対策事業	14,500,000	14,500,000		7,250,000			7,250,000	
		とやまの農林水産物輸出促進事業費	569,100,000	569,100,000		530,003,000		7,000,000	32,097,000	

	担い手確保・育成強化費	185,358,000	185,358,000		82,124,000	81,000,000		22,234,000
	とやま型スマート農業推進事業費	26,100,000	26,100,000		13,050,000			13,050,000
	農業・農村男女共同参画支援事業費	1,950,000	1,950,000		975,000			975,000
	農業経営基盤強化対策事業費	4,400,000	4,400,000		2,200,000			2,200,000
	担い手確保・経営強化支援事業費	516,640,000	516,640,000		516,640,000			
	水田農業生産振興対策事業費	50,000,000	50,000,000			50,000,000		
	「富富富」生産振興対策事業費	12,400,000	12,400,000		6,200,000			6,200,000
	富山米ブランド力向上対策事業費	45,656,000	45,656,000		22,828,000		8,809,000	14,019,000
	農業用施設電気料金高騰緊急支援事業費	25,000,000	25,000,000		25,000,000			
	花総合センター運営費	8,800,000						
	稼げる！とやまの園芸産地支援事業費	18,250,000	18,250,000		9,075,000			9,175,000
	農業・園芸研究所整備費	112,054,000	98,308,376			88,000,000		10,308,376
	食品の保存流通技術の改良開発試験費	1,400,000	1,400,000		700,000			700,000
	先端技術開発試験費	1,360,000	1,360,000		680,000			680,000
	飼料生産総合対策事業費	5,300,000	5,300,000		4,000,000		100,000	1,200,000
	とやま畜産基盤強化費	2,800,000	2,800,000		1,400,000			1,400,000
1	農業費							
2	畜産業費							

款	項	事業名	金額	翌年度繰越額	左の財源の内訳				
					既収入 特定財源	未収入		特定財源	
						国支出金	地方債	その他	一般財源
		土地改良施設管理費	2,000,000	2,000,000	2,000,000				
		水利施設管理強化事業費	90,178,000	90,178,000	37,368,000			7,758,000	45,052,000
		県単独農業農村整備費	305,000,000	237,568,294		141,000,000		657,500	95,910,794
		県営水利施設整備事業費	1,868,060,000	1,695,918,957	825,932,000	437,000,000		392,328,252	40,658,705
		団体営水利施設整備交付金事業費	60,000,000	44,441,000	35,385,000	8,000,000			1,056,000
		団体営農道整備事業費	14,580,000	14,580,000	11,515,000	2,000,000			1,065,000
	3 農地費	県営農地整備事業費	8,277,068,000	7,431,163,817	4,501,111,500	1,767,000,000		1,014,726,635	148,325,682
		県営農村地域防災減災事業費	3,490,500,000	3,113,304,751	1,907,626,000	970,000,000		193,822,127	41,856,624
		団体営農村地域防災減災事業費	80,000,000	70,787,000	56,547,000	10,000,000			4,240,000
		国土調査事業費	80,982,000	80,982,000	53,988,000				26,994,000
		農業集落排水事業費	55,000,000	55,000,000	27,500,000			27,500,000	
		中山間地域農業農村総合整備事業費	440,000,000	380,336,300	242,000,000	99,000,000		25,703,117	13,633,183
		水と緑の森づくり事業費	1,897,000	1,897,000				1,897,000	
		林業成長産業化推進事業費	201,180,000	200,980,000	195,290,000				5,690,000

6 農林水産業費	地域材振興事業費	3,000,000	3,000,000		1,500,000		1,500,000	
	造林事業費	328,427,000	327,363,391		181,251,000		146,112,391	
	林木育種事業費	10,043,000	10,043,000		10,043,000			
	森林技術開発研究費	2,000,000	2,000,000		1,000,000		1,000,000	
	木材技術開発研究費	630,000	630,000		315,000		315,000	
	県単独森林整備事業費	117,000,000	100,642,270			60,000,000	40,642,270	
	県単独林道整備事業費	27,798,000	27,798,000			27,000,000	798,000	
	県営林道整備交付金事業費	182,000,000	171,785,669		84,642,835	64,000,000	16,928,568	6,214,266
	山のみち地域づくり交付金事業費	279,002,000	279,001,323		195,413,087	62,000,000	13,925,067	7,663,169
	4 林業費	38,040,000	38,040,000		19,020,000	15,000,000	3,804,000	216,000
	団体営林道舗装交付金事業費	8,150,000						
	団体営林道改良交付金事業費	68,600,000	45,982,850		33,237,750			12,745,100
	県営林道改良事業費	18,800,000	16,934,600		8,467,300	7,000,000		1,467,300
	治山施設緊急機能強化・老朽化対策事業費	30,000,000	30,000,000		15,000,000	15,000,000		
	復旧治山事業費	384,000,000	340,638,302		175,960,201	161,000,000		3,678,101
	予防治山交付金事業費	25,000,000	3,938,470		2,938,470	1,000,000		

款	項	事業名	金額	翌年度繰越額	左の財源の内訳				一般財源	
					既収入 特定財源	未収入		特定財源		
						国支出金	地方債	その他		
		県単独治山事業費	430,000,000	359,059,037		281,000,000		78,059,037		
		地すべり防止事業費	339,000,000	321,840,000	160,840,000	161,000,000				
		緊急総合治山事業費	168,000,000	98,675,435	49,337,717	48,000,000		1,337,718		
		山地災害重点地域総合対策事業費	404,000,000	342,553,111	171,276,555	170,000,000		1,276,556		
		保安林改良事業費	12,000,000	12,000,000	6,000,000	6,000,000				
		水産業振興啓発・活動費	10,670,000	10,670,000	10,335,000			335,000		
		資源管理・漁業経営安定対策推進事業費	30,650,000	30,650,000	30,650,000					
		内水面振興推進事業費	3,800,000	3,800,000	1,900,000			1,900,000		
		漁業担い手確保育成費	4,000,000	4,000,000	2,000,000			2,000,000		
		沿岸漁業構造改善事業費	955,215,000	955,215,000	682,315,000	272,900,000				
		漁協経営強化・育成指	2,000,000	1,836,513	1,836,513					
		富山湾漁場環境調査費	10,000,000	10,000,000	5,000,000			5,000,000		
	5 水産業費	深層水有効利用研究費	14,974,000	14,974,000	7,487,000		650,000	6,837,000		
		県単独漁港・漁港海浜整備事業費	15,000,000	15,000,000		4,000,000	3,498,880	7,501,120		



款	項	事業名	金額	翌年度繰越額	左の財源の内訳					
					既収入 特定財源	未収入		財源		
						国支出金	地方債	特定財源	その他	
					円	円	円	円	円	
7 商工費		エネルギー価格対策事業	321,000,000	321,000,000		321,000,000				
		地域産業活性化事業費	5,500,000	5,500,000		2,666,000			2,834,000	
		ベンチャー企業等支援事業	158,700,000	158,700,000		78,950,000			79,750,000	
		伝統的工芸品産業振興対策	11,528,000	11,528,000		5,507,000			6,021,000	
		中小企業振興事業費	3,775,000,000	3,755,069,077		2,694,374,000			1,060,695,077	
		中小企業事業承継支援事業	7,000,000	7,000,000		3,500,000			3,500,000	
		富山観光宣伝活動費	35,800,000	35,800,000		17,900,000			17,900,000	
		観光振興対策費	172,827,000	172,827,000		82,944,000		1,500,000	88,383,000	
		観光キャンペーン事業費	66,000,000	66,000,000		32,634,000			33,366,000	
		国際観光振興事業費	152,900,000	152,900,000		69,251,000			83,649,000	
		コンベンション振興対策	2,517,000	2,517,000		1,077,000			1,440,000	
		3 観光費	環境公園賑わい空間創出事業	28,000,000	28,000,000		11,500,000			16,500,000
			世界遺産登録推進費	8,758,000	8,758,000		4,257,000			4,501,000
			美しい富山湾活用推進事業	62,600,000	62,600,000		23,373,000			39,227,000

	おもてなし環境整備費	21,000,000	21,000,000		10,324,000			10,676,000
	観光物産展等開催事業費	5,500,000	5,500,000		2,575,000			2,925,000
	関西圏情報発信拠点運営費	6,300,000	6,300,000		3,150,000			3,150,000
	建設業経営基盤安定支援事業費	12,300,000	12,300,000		6,150,000			6,150,000
1	土木管理費	2,400,000	2,400,000		1,200,000			1,200,000
	県単独災害防除費	313,000,000	266,022,980				259,000,000	7,022,980
	県単独雪寒対策施設費	70,000,000	62,293,000	6,229,300			56,000,000	63,700
	県単独雪寒対策施設維持修繕費	179,000,000	119,551,945				77,000,000	42,551,945
	積雪寒冷地道路建設機械整備費	370,000,000	118,146,228				85,000,000	4,382,076
	県単独交通安全施設整備費	256,000,000	181,227,243				109,000,000	72,227,243
2	道路橋りょう費	1,505,344,000	743,698,404				518,000,000	225,698,404
	道路橋りょう改築費	8,169,400,000	6,062,276,564		3,316,109,201		2,421,000,000	305,798,763
	県単独道路改良費	1,521,000,000	1,120,992,799	104,816,252			937,000,000	62,015,277
	道路総合交付金事業費	3,988,600,000	2,764,105,471		1,380,095,608		1,302,000,000	82,009,863
	県単独橋りょう維持修繕費	598,000,000	358,033,160				308,000,000	50,033,160
	県営ダム維持修繕費	85,000,000	69,475,644				31,000,000	4,604,467

款	項	事業名	金額	翌年度繰越額	左の財源の内訳				
					既収入 特定財源	未収入		財源	
						国支出金	地方債	特定財源	一般財源
		単独河川維持修繕費	637,000,000	510,706,200		383,000,000		127,706,200	
		単独河川改良費	65,000,000	19,195,000		19,000,000		195,000	
		単独ダム維持管理費	162,000,000	125,874,330		36,000,000	21,675,021	68,199,309	
		都市基盤河川改修事業費	24,000,000	20,147,714				20,147,714	
		河川災害関連事業費	64,000,000	26,062,300	13,031,150	11,000,000		2,031,150	
		河川総合交付金事業費	1,695,500,000	1,509,201,754	748,003,452	731,000,000	8,489,000	21,709,302	
		河川改修費	3,600,000,000	3,231,127,525	1,214,561,878	1,366,000,000	533,123,029	117,442,618	
		単独砂防改良費	72,000,000	58,223,490		54,000,000		4,223,490	
		単独砂防維持修繕費	265,000,000	244,232,848		118,000,000		126,232,848	
		小規模急傾斜地崩壊対策補助金	73,000,000	57,885,150		57,000,000		885,150	
		砂防総合交付金事業費	843,000,000	764,017,905	340,527,309	264,000,000		159,490,596	
		砂防関係施設整備費	2,665,000,000	2,446,929,100	1,220,825,491	1,004,000,000		222,103,609	
		立山砂防・県営砂防施設群価値付け事業費	7,000,000	7,000,000	3,500,000			3,500,000	
		立山カルデラ砂防博物館管理運営費	1,500,000	1,500,000	750,000			750,000	

8 土 木 費	海岸保全事業費	424,200,000	90,872,731		45,336,366	42,000,000		3,536,365
	海岸環境保全事業費	50,000,000	50,000,000		35,000,000			15,000,000
	県単独海岸整備事業費	50,000,000	30,163,495					30,163,495
	海岸総合交付金事業費	325,000,000	204,415,000		97,467,501	96,000,000		10,947,499
	港湾海岸保全事業費	50,000,000	29,800,000		14,900,000	13,000,000		1,900,000
	港湾海岸総合交付金事業費	199,000,000	110,878,829		51,068,610	57,000,000		2,810,219
	県単独港湾運河維持修繕費	177,000,000	135,393,645			67,000,000		68,393,645
	公益財団法人伏木富山港・海王丸財団運営事業費	1,500,000	1,500,000		750,000			750,000
	県単独港湾改良整備費	45,000,000	23,943,998	9,577,599		3,000,000		11,366,399
	港湾調査費	85,061,000	85,061,000	42,530,500				42,530,500
	伏木富山港港湾公害防止対策費	30,000,000	21,765,708		10,882,854			10,882,854
	港湾総合交付金事業費	777,000,000	294,771,993		114,110,083	163,000,000		17,661,910
	港湾予防保全事業費	459,000,000	119,866,829		42,195,870	70,000,000		7,670,959
	伏木富山港改良整備費	50,000,000	32,662,311		16,331,156	15,000,000		1,331,155
	県単独空港整備費	10,000,000	9,791,180					9,791,180
富山空港整備費	98,000,000	98,000,000		49,000,000	44,000,000		5,000,000	
	4 港 湾 費							

款	項	事業名	金額	翌年度繰越額	左の財源の内訳				一般財源	
					既収入 特定財源	未収入				その他
						国支出金	地方債	特定財源		
		組合土地区画整理事業費	84,000,000	83,900,636	46,145,350	18,000,000	18,879,000	876,286		
		市町村都市計画土地区画整理事業補助金	12,000,000	142,000				142,000		
		県単独都市計画街路費改良	260,500,000	122,219,096		56,000,000	22,649,400	18,522,696		
		都市計画街路事業推進費	11,000,000	6,700,000				4,020,000		
	5 都市計画費	都市計画街路総合交付金費	451,000,000	296,827,936	156,831,656	64,000,000	36,163,000	4,047,280		
		街路事業費	2,412,600,000	1,626,201,947	868,075,259	328,000,000	328,752,000	72,003,688		
		県単独都市公園維持費	9,586,000							
		県単独都市公園施設整備	416,300,000	190,353,852		137,000,000		53,353,852		
		都市公園総合交付金費	398,000,000	267,953,090	83,287,345	146,000,000		38,665,745		
		県営住宅維持管理費	46,500,000	33,554,752	9,891,000	8,000,000		15,663,752		
		公営住宅ストック整備事業	114,900,000	85,160,327	30,659,000	26,000,000		28,501,327		
		開発指導監督事業費	9,000,000	6,600,000	3,300,000			3,300,000		
	6 住宅費	空き家対策推進事業費	500,000	500,000				500,000		
		安全・安心とやまの住まい・耐震化促進事業費	32,500,000	10,594,000	5,250,000			5,344,000		

						90,000,000	64,822,000					64,822,000
						236,200,000	216,200,000			41,379,000	156,000,000	16,121,000
						40,000,000	4,000,000				3,000,000	1,000,000
						45,271,000	45,271,000					45,271,000
9 警察費	1 警察管理費					16,896,000	16,896,000				16,000,000	896,000
						442,754,000	441,843,000				340,000,000	101,843,000
						87,498,000	46,419,000				34,000,000	12,419,000
						10,554,000						
						8,330,000	5,065,000					5,065,000
						13,100,000	7,600,000			1,050,000		6,550,000
						16,878,000	16,878,000			8,439,000		8,439,000
						8,520,000	8,520,000			4,260,000		4,260,000
						22,250,000	22,250,000			11,125,000		9,605,000
	1 教育総務費					12,590,000	12,590,000			6,294,000		6,296,000
						2,200,000	2,200,000			1,100,000		1,100,000
						1,000,000	1,000,000			500,000		500,000

款	項	事業名	金額	翌年度繰越額	左の財源内訳			
					既収入 特定財源	未収入		一般財源
						国支出金	地方債	
		私立学校振興推進事業費	15,000,000	15,000,000		15,000,000		
		高等教育機関整備企画推進費	24,969,000	24,969,000	7,941,000			17,028,000
		学校修繕費（全日制）	179,294,000	166,386,000	20,000,000	138,000,000		8,386,000
		学校修繕費（定時制）	34,675,000	34,372,000		32,000,000		2,372,000
	4	高等学校費	1,125,702,000	829,426,985		737,000,000		92,426,985
		高等学校舎等リフレッシュ事業費	331,335,000	306,200,000		233,000,000		73,200,000
		学校修繕費（特別支援）	157,919,000	156,929,000		150,000,000		6,929,000
	5	特別支援学校費	254,007,000	245,362,860		215,000,000		30,362,860
	6	大学費	413,056,000	413,056,000	53,551,000	242,000,000		117,505,000
		青少年教育施設等管理費	46,347,000	46,346,300		46,000,000		346,300
		家庭教育推進費	2,000,000	2,000,000	1,000,000			1,000,000
		県立文化ホール管理運営費	69,114,000	38,949,000		29,700,000	697,200	8,551,800
		芸術文化活動推進費	3,375,000	3,375,000				3,375,000
	7	社会教育費	1,400,000	1,400,000	700,000			700,000

	博物館活動推進費	19,420,000	17,036,000			1,360,000			15,676,000
	立山博物館管理運営費	19,948,000	12,586,000				9,000,000		3,586,000
	富山県美術館管理運営費	110,502,000	110,002,000			8,705,000	76,000,000		25,297,000
	工芸発信事業費	1,000,000	1,000,000			500,000			500,000
	スポーツ行事奨励費	22,500,000	22,500,000			11,250,000			11,250,000
	競技力向上等推進事業費	3,000,000	3,000,000			1,500,000			1,500,000
	スポーツ活性化推進事業費	25,200,000	25,200,000			7,026,000		4,660,000	13,514,000
	スポーツ施設リノベーション事業費	58,924,000	58,924,000				51,000,000		7,924,000
	災害農地復旧事業費	2,000,000,000	1,462,851,326			1,462,851,326			
	県営農地災害復旧費	70,000,000	17,321,900			10,849,440	2,000,000	1,943,131	2,529,329
	漁港災害復旧費	632,000,000	372,287,670			216,642,000	155,500,000		145,670
	県単独漁港災害復旧費	90,500,000	90,500,000				90,500,000		
	林道災害復旧事業費	155,843,000	155,843,000			155,843,000			
	道路災害復旧費	1,414,000,000	1,097,780,140			415,879,091	334,700,000		347,201,049
	河川災害復旧費	1,734,000,000	1,557,045,388			376,800,613	371,800,000		808,444,775
	港湾災害復旧費	290,000,000	211,139,300			93,735,650	93,000,000		24,403,650
11 災害復旧費									
8 保健体育費									
1 農林水産業施設災害復旧費									
2 公共土木施設災害復旧費									

款	項	事業名	金額	翌年度繰越額	既収入 特定財源	左の財源の内訳			一般財源
						未収入 国支税金	収入 特定財源	未収入 特定財源	
一	一般会計	計	84,750,743,000	70,224,802,281	436,590,651	22,828,200,000	3,574,786,995	7,911,543,491	
1	総務管理費	自動車管理費	11,400,000	11,400,000		10,000,000	1,400,000		
2	土木費	県単独公共用地取得事業費	246,000,000	147,701,570		147,000,000	701,570		
1	土木費	伏木高山港伏木地区港湾 園連用地造成事業費	184,000,000	169,474,102		169,000,000		474,102	
特	別	計	441,400,000	328,575,672		326,000,000	2,101,570	474,102	
合		計	85,192,143,000	70,553,377,953	436,590,651	23,154,200,000	3,576,888,565	7,912,017,593	

令和8年6月10日提出

富山県知事 新田 八朗

令和7年度富山県事故繰越し繰越計算書

報告第8号

款	項	事業名	支出負担行為額	左の内訳		支出負担行為額	翌年度繰越額	左の財源内訳				説明	
				支出済額	支出未済額			既収特定財源	未収入特定財源	財源	内		訳
			円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
6 農水産業費	1 農業費	担い手確保・育成強化事業費	9,000,000	21,000	8,979,000		8,979,000					8,979,000	機械の納入が遅延し、事業の日に不測の日数を要したため
		団体営農村地域防災事業費	150,121,000	113,992,000	36,129,000		36,129,000						能登半島地震の影響により、事業関係者との調整に不測の日数を要したため
	4 林業費	団体営林道改良交付金事業費	79,267,200	73,549,600	5,717,600		5,717,600		4,084,000			1,633,600	被災運搬路の資材調達に不測の日数を要したため
7 商工費	2 工鉱業費	緊急治山事業費	165,220,900	112,420,900	52,800,000		52,800,000		35,200,000	17,000,000		600,000	地すべりが想定通り終息せず、不測の日数を要したため
		中小企業振興事業費	2,647,125,000	2,255,008,000	392,117,000		392,117,000		261,409,000			130,708,000	関連公共工事の遅れにより、復旧工事の施工に不測の日数を要したため
8 土木費	1 土木管理費	建設業経営基盤安定支援事業費	9,020,000		9,020,000		9,020,000				9,020,000		車両の納入が遅延し、事業の日に不測の日数を要したため
		河川改修費	233,200,000	169,620,000	63,580,000		63,580,000		9,466,877	2,000,000	42,520,000	9,593,123	資材運搬通路が欠損し、事業の日に不測の日数を要したため

款	項	事業名	支出負担 行為額	左の内訳		支出負担 行為額	翌年度 繰越額	左の財源内訳				説明
				支出 未済額	支出済額			既収入 特定財源	未収入特定財源	国支出金	地方債	
	4	港湾 出費	25,158,052	25,158,052		25,158,052	25,158,052	16,700,000	8,200,000		258,052	能登半島地震の影響により、工事の不測の日数を要したため
	6	住宅 促進事業費	39,300,000	1,200,000		1,200,000	1,200,000	600,000			600,000	能登半島地震の影響により、工事の不測の日数を要したため
10	8	保健 スポーツ施設 事業費	153,711,800	153,711,800		153,711,800	153,711,800	153,700,000			11,800	補修数量の大幅な増加が必要となり、工事の不測の日数を要したため
	1	農林水産業 施設 復旧費	835,399,844	342,032,858	493,366,986	342,032,858	342,032,858	342,032,858				能登半島地震の影響により、工事の不測の日数を要したため
		単独 復旧費	110,244,247	54,320,000	55,924,247	54,320,000	54,320,000	54,300,000			20,000	能登半島地震の影響により、工事の不測の日数を要したため
		林道 災害 復旧費	221,553,100	10,211,000	211,342,100	10,211,000	10,211,000		10,211,000			工事箇所への進入路の利用承諾にいたり、事業関係者との調整に不測の日数を要したため
11		直轄 災害 復旧 事業 負担 金	390,237,000	390,237,000		390,237,000	390,237,000	236,000,000	154,200,000		37,000	工程の変更が必要になり、対応に不測の日数を要したため



款	項	事業名	支出負担 行為額	左の内訳		支出負担 為額	翌年度 繰越額	左の財源内訳				明 説	
				支出 未済額	支出済額			既収入 特定財源	未収入 特定財源	未収入 特定財源	未収入 特定財源		未収入 特定財源
合		計	7,207,988, 720	4,526,751, 281	2,681,237, 439		2,681,237, 439	659,500, 000	1,170, 863,090	290,800, 000	52,049, 710	508,024, 639	

令和8年6月10日 提出

富山県知事 新 田 八 朗

報告第 9 号

令和 7 年度富山県病院事業会計予算繰越計算書

1 地方公営企業法第26条第1項の規定による建設改良費の繰越額

款	項	事業名	予算計上額 円	支払義務 発生額 円	翌年度 繰越額 円	左の財源内訳			不用額 円	翌年度繰越 額に係る繰 越を要する たな卸資産 の購入限度 額 円	説明
						国支出金 円	企業債 円	その他 円			
1 資本的支出	1 建設改良費	固定資産改良費	562,457,000		562,457,000		550,000,000	12,457,000			関係機関と の調整に不 測の日数を 要したため
		医療機器整備費	39,710,000		39,710,000		39,000,000	710,000			関係機関と の調整に不 測の日数を 要したため
		病院総合情報 システム開発費	37,620,000		37,620,000	10,162,000	27,100,000	358,000			関係機関と の調整に不 測の日数を 要したため
		計	639,787,000		639,787,000	10,162,000	616,100,000	13,525,000			

なお、企業債（経営改善推進事業）1,695,500,000円の借入れは、翌年度に繰り越すものとする。

令和 8 年 6 月 10 日 提 出

富山県知事 新 田 八 朗

報告第 10 号

令和 7 年度富山県流域下水道事業会計予算繰越計算書

1 地方公営企業法第26条第1項の規定による建設改良費の繰越額

款	項	事業名	事業	予算計上額	支払義務発生額	翌年度繰越額	左の財源内訳			不用額	翌年度繰越額に係る繰越たな卸資産の購入限度額	説明
							国支出金	企業債	その他			
1	資本的支出	流域下水道事業	建設改良費	1,210,292,039		1,210,292,039	714,017,028	248,200,000	248,075,011		関係機関との調整に不測の日数を要したため	
			計	1,210,292,039		1,210,292,039	714,017,028	248,200,000	248,075,011			

2 地方公営企業法第26条第2項ただし書の規定による事故繰越額

款	項	事業名	事業	予算計上額	支払義務発生額	翌年度繰越額	左の財源内訳			不用額	翌年度繰越額に係る繰越たな卸資産の購入限度額	説明
							国支出金	企業債	その他			
1	事業費	委託	工事情負用	3,234,000		3,234,000		3,234,000			関係機関との調整に不測の日数を要したため	
			1 営業費用	704,549,373		704,549,373		704,549,373			関係機関との調整に不測の日数を要したため	
			受託事業費	45,223,139		45,223,139			45,223,139		関係機関との調整に不測の日数を要したため	
1	資本的支出	流域下水道事業	建設改良費	56,941,759		56,941,759	28,470,880	14,300,000	14,170,879		関係機関との調整に不測の日数を要したため	

計	809,948,271		809,948,271	28,470,880	14,300,000	767,177,391			
令和8年6月10日 提出									
富山県知事 新 田 八 朗									

報告第 11 号

令和 7 年度富山県電気事業会計予算繰越計算書

1 地方公営企業法第26条第1項の規定による建設改良費の繰越額

款	項	事業名	予算計上額	支払義務発生額	翌年度繰越額	左の財源内訳			不用額	翌年度繰越額に係る繰越たな即資産の購入限度額	説明
						国支出金	企業債	その他			
1 資本的支出	1 建設改良費	固定資産改良費	876,622,700		876,622,700			876,622,700			関係機関との調整に不測の日数を要したため
		発電所老朽化対策事業費	7,062,632,000	2,974,721,648	4,087,910,352		4,087,000,000	910,352			関係機関との調整に不測の日数を要したため
		計	7,939,254,700	2,974,721,648	4,964,533,052		4,087,000,000	877,533,052			

2 地方公営企業法第26条第2項ただし書の規定による事故繰越額

款	項	事業名	予算計上額	支払義務発生額	翌年度繰越額	左の財源内訳			不用額	翌年度繰越額に係る繰越たな即資産の購入限度額	説明
						国支出金	企業債	その他			
1 事業費	1 営業費用	修繕費	120,858,100		120,858,100			120,858,100			関係機関との調整に不測の日数を要したため
		補償費	2,675,408		2,675,408			2,675,408			関係機関との調整に不測の日数を要したため
		委託料	72,974,342		72,974,342			72,974,342			

1 資本的支出		固定資産除却費	2,726,019		2,726,019		2,726,019		2,726,019	関係機関との調整に不測の日数を要したため
	4 特別損失	その他特別損失	315,376,000	78,565,000	236,811,000		236,000,000		811,000	関係機関との調整に不測の日数を要したため
	1 建設改良費	発電所老朽化対策事業費	1,434,200,000	873,440,500	560,759,500		560,000,000		759,500	関係機関との調整に不測の日数を要したため
	<b>計</b>		<b>1,948,809,869</b>	<b>952,005,500</b>	<b>996,804,369</b>		<b>796,000,000</b>		<b>200,804,369</b>	

令和8年6月10日 提出

富山県知事 新 田 八 朗

報告第 12 号

令和 7 年度富山県水道事業会計予算繰越計算書

1 地方公営企業法第26条第1項の規定による建設改良費の繰越額

款	項	事業名	予算計上額	支払義務発生額	翌年度繰越額	左の財源内訳			不用額	翌年度繰越額に係る繰越たな卸資産の購入限度額	説明
						国支出金	企業債	その他			
1 資本的支出	1 建設改良費	西部水道用水供給事業費	193,349,427		193,349,427		90,000,000	103,349,427			関係機関との調整に不測の日数を要したため
		固定資産改良費	373,470,948		373,470,948		103,000,000	270,470,948			関係機関との調整に不測の日数を要したため
計			566,820,375		566,820,375		193,000,000	373,820,375			

2 地方公営企業法第26条第2項ただし書の規定による事故繰越額

款	項	事業名	予算計上額	支払義務発生額	翌年度繰越額	左の財源内訳			不用額	翌年度繰越額に係る繰越たな卸資産の購入限度額	説明
						国支出金	企業債	その他			
1 事業費	1 営業費用	修繕費	9,529,552		9,529,552			9,529,552			関係機関との調整に不測の日数を要したため
		委託料	40,700,000		40,700,000			40,700,000			関係機関との調整に不測の日数を要したため
		固定資産除却費	10,116,744		10,116,744				10,116,744		

1 資本的支出	1 建設改良費	西部水道用水 供給事業費	570,340,000	240,900,000	329,440,000		229,000,000	100,440,000		関係機関と の調整に不 測の日数を 要したため
		固定資産改良費	41,957,082		41,957,082		9,000,000	32,957,082		関係機関と の調整に不 測の日数を 要したため
計			672,643,378	240,900,000	431,743,378		238,000,000	193,743,378		

令和8年6月10日 提出

富山県知事 新 田 八 朗

報告第 13 号

令和 7 年度富山県工業用水道事業会計予算繰越計算書

1 地方公営企業法第26条第1項の規定による建設改良費の繰越額

款	項	事業名	予算計上額	支払義務発生額	翌年度繰越額	左の財源内訳			不用額	翌年度繰越額に係る繰越たな卸資産の購入限度額	説明
						国支出金	企業債	その他			
1 資本的支出	1 建設改良費	富山県工業用水道事業部西水道費	703,550,226		703,550,226		672,000,000	31,550,226			関係機関との調整に不測の日数を要したため
		富山八尾中核工業団地工業用水道建設事業費	9,257,034		9,257,034			9,257,034			関係機関との調整に不測の日数を要したため
		利賀川工業用水道建設事業費	607,313		607,313			607,313			関係機関との調整に不測の日数を要したため
	2 受託工事費	固定資産改良費	143,776,865		143,776,865		136,000,000	7,776,865			関係機関との調整に不測の日数を要したため
受託工事費		11,240,853		11,240,853			11,240,853			関係機関との調整に不測の日数を要したため	
		計	868,432,291		868,432,291		808,000,000	60,432,291			

2 地方公営企業法第26条第2項ただし書の規定による事故繰越額

款	項	事業名	予算計上額	支払義務発生額	翌年度繰越額	左の財源内訳			不用額	翌年度繰越額に係る繰越たの購入限度額	説明
						国支	企業債	その他			
1 事業費	1 営業費用	修繕費	128,644,350		128,644,350			128,644,350			関係機関との調整に不測の日数を要したため
		委託料	74,179,539		74,179,539			74,179,539			関係機関との調整に不測の日数を要したため
		固定資産除却費	873,760		873,760			873,760			関係機関との調整に不測の日数を要したため
	2 営業外費用	受託事業費用	199,723		199,723			199,723			関係機関との調整に不測の日数を要したため
1 資本的支出	1 建設改良費	富山県西部工業建設用水道事業費	907,236,000		907,236,000		681,000,000	226,236,000			関係機関との調整に不測の日数を要したため
		固定資産改良費	10,457,082		10,457,082		7,000,000	3,457,082			関係機関との調整に不測の日数を要したため
		計	1,121,590,454		1,121,590,454		688,000,000	433,590,454			

令和8年6月10日 提出

富山県知事 新田 八朗